

## 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法に基づく計画）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

### 2. 内 容

**目標 1** 労働基準法に基づく産前産後休暇、育児介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付などの諸制度の周知を図る。

対策 全職員に利用できる制度を院内ホームページ及び広報誌にて周知・啓発して職員の理解を深め安心して休業できる環境を整備し支援する。

**目標 2** 子育てを行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための次の雇用環境を整備維持する。

対策 保育手当、家族手当制度の継続実施  
父親の出産時休暇の取得推進のために院内ホームページや広報誌を活用した周知啓発の実施  
子供の出生時における父親の休暇取得の促進  
子育てサービス費用の援助の実施

**目標 3** 保育所を設置し仕事と育児の支援体制を構築する。

対策 平成22年4月より開園。職員が安心して仕事ができるように支援する。